

# **生活保護制度の見直しについての指定都市市長会要請**

生活保護制度の見直しについては、昨年5月からの「生活保護に関する国と地方の協議」において検討を重ね、昨年12月に中間とりまとめが行われるに至った。中間とりまとめは、様々な要素を包括する生活保護の課題全てに対する対応方針を示したものではないが、地方の意見も反映され、予算・運用改善等により対応可能な事項については速やかに実現に向けて努力し、中長期的な課題については引き続き協議することとされた。

その後、政府は、生活困窮者対策と生活保護制度の見直しについて総合的に取り組むための「生活支援戦略」（仮称）を今年の秋を目指すことをとし、4月26日に社会保障審議会「生活困窮者の生活支援の在り方に関する特別部会」が設置された。しかし、この特別部会は、生活困窮者対策と生活保護制度の見直しについて一体的に検討する場ではあるが、主に学識経験者等により構成されるなど、国と第一線で努力する地方自治体が具体的な対策を協議するために開催されていた国と地方の協議の場とは性格が異なるものと考える。

生活保護受給者は平成23年7月に過去最高を更新して以降、さらに増加を続けており、とりわけ大都市においては待ったなしの状況にある。このため、指定都市市長会としては、次のとおり要請する。

## **1 地方の意見の十分な反映について**

「生活支援戦略」（仮称）の策定に向け、生活困窮者対策及び生活保護制度の見直しの方向性について検討を進めるに当たっては、特に生活保護業務の実施主体である地方の意見を十分に反映すること。

## **2 生活困窮者対策及び生活保護制度見直しの速やかな実施について**

「生活支援戦略」（仮称）については、平成25年度からの7ヵ年で取り組むものとされている。しかし、生活保護受給者が増加し続けている現下の危機的状況を踏まえ、今後検討する各施策について、3年程度で実施していくこと。

## **3 実施体制整備と人材確保について**

生活困窮者支援体制等の整備及び生活保護制度の見直しにおいて検討していく各施策の制度設計に当たっては、地方の負担とならないよう、地方の実態に配慮した実施体制の整備と人材の確保までを含めた検討を行うこと。

なかでも、NPOや社会福祉法人等との協働に当たっては、NPO等の制度上の位置づけを明確にするとともに、インセンティブを導入した報酬体系とすること等により財政基盤を確立し、NPO等が専門的な経験を蓄積し、継続的かつ効果的な支援を行っていくことができるようすること。

#### **4 実効性のある就労支援について**

実効性のある就労支援を行うため、ハローワークの職業紹介・訓練等と生活保護制度が一層緊密に連携する必要がある。また、第2のセーフティネットについて、生活保護に優先する制度として機能するよう、給付金額や支援制度の設計を行う必要がある。その上で、きめ細かで実効性のある就労支援を行うことができる体制を整備することによって、生活保護に至らず自立できるようにすること。

#### **5 年金制度と整合する生活保障制度について**

低所得者の年金制度については、社会保障・税一体改革のなかで議論されているところであるが、指定都市市長会が示した、平成22年10月の「社会保障制度全般のあり方を含めた生活保護制度の抜本的改革の提案」にあるとおり、高齢者に対する年金制度と整合する生活保障制度についても検討すること。

#### **6 医療扶助の適正化について**

平成22年10月に指定都市市長会が提案した医療扶助の適正化について、例えば、最低生活を保障した上で医療費を一部自己負担する仕組みの導入なども含めて検討すること。

#### **7 生活保護費の全額国庫負担について**

生活保護は、ナショナルミニマムとして、本来、国の責任において実施すべきであり、その経費は全額国が負担すること。

平成24年5月15日  
指 定 都 市 市 長 会